

検討結果とりまとめ (案)

平成 28 年 9 月 21 日

水底トンネル等における危険物積載車両
の通行の禁止又は制限に関する検討会

目 次

1. 大和川第一トンネルおよび横浜環状北線トンネルにおける
危険物積載車両の通行の禁止又は制限について . . . 1
 - (1) 大和川第一トンネル
 - (2) 横浜環状北線トンネル

1. 大和川第一トンネルおよび横浜環状北線トンネルにおける危険物積載車両の通行の禁止又は制限について

本検討会では、平成28年度末供用予定の下記2トンネルを対象に、道路法第46条第3項に基づき、水底トンネル（水底トンネルに類するトンネルを含む）における危険物積載車両の通行の禁止又は制限について、トンネル構造の保全及び交通の危険防止の観点から、その必要性を検討した。

- 1 阪神高速道路大和川線（府道高速大和川線）大和川第一トンネル
- 2 首都高速道路横浜環状北線（市道高速横浜環状北線）横浜環状北線トンネル

（1）大和川第一トンネル

大和川第一トンネルは、一級河川大和川の左岸側に近接し並行する延長約1.2kmのトンネルであり、「水底トンネルに類するトンネル」（同法施行規則第4条の9の「水際にあるトンネルで路面の高さが水面の高さ以下のもの」）に該当する。

大和川第一トンネルについては、以下の理由から、危険物積載車両の通行の禁止又は制限を行わないことが妥当である。

- ・危険物積載車両に係る事故等が発生した場合であっても、一級河川大和川との離隔距離が十分あり、浸水速度が遅くトンネル内で避難が困難となる水位に達するには時間がかかるため、避難時間を十分確保できること

（2）横浜環状北線トンネル

横浜環状北線トンネルは延長約5.9kmのトンネルであり、「水底トンネルに類するトンネル」（同法施行規則第4条の9の「長さ5千メートル以上のトンネル」）に該当する。

横浜環状北線トンネルについては、以下の理由から、危険物積載車両の通行を禁止又は制限を行うことが妥当である。

- ・危険物積載車両に係る事故の発生するリスクはトンネル延長に比例して上昇するため、延長が5千メートルを超える横浜環状北線トンネルではそのリスクが高く、通行車両や利用者に甚大な被害を及ぼすおそれがあること
- ・横浜環状北線トンネルにおいて危険物積載車両の通行を禁止しても、周辺にう回できる代替道路が存在すること